

令和8年度 ウェルネスビジネス事業化促進助成金 募集要項

公益財団法人静岡県産業振興財団ウェルネス・フーズ産業支援センターでは、県内の中小企業者等による新たなウェルネスビジネスの創出を支援するため、事業化に向けた取組を行う中小企業者等に対し助成する「ウェルネスビジネス事業化促進事業（事業化可能性調査、事業化実証）」を実施します。

1 助成の対象者

中小企業者（中小企業基本法第二条第一項で定めるもの）及び農林漁業者であって、県内に主たる事務所、事業所又は住所を有する者並びに県内に主たる事務所等を有さない中小企業者及び農林漁業者であって、県内市町及び県内中小企業者と連携する者。但し、静岡県税を滞納していない者。かつ以下の条件も満たすこと。

- ①みなし大企業に該当しないこと。
- ②応募者又はその役職員が、暴力団等の反社会的勢力であったり、また、反社会的勢力との関係を有していないこと。

2 対象事業概要

	対象となる事業	助成率	助成限度額	対象期間
事業内容	【事業化可能性調査】 新たなウェルネスサービスや製品の事業化を想定したビジネスプランについて、事業化実証の前段階において行う市場調査や効果検証など、事業が成立する可能性を検証するための取組	2/3以内	100万円	1年以内
	【事業化実証】 新たなウェルネスサービスや製品の事業化を想定したビジネスプランについて、事業者が実施する実証を含む研究開発や販路開拓の取組	1/2以内	500万円 （大学等の研究機関と連携して実証データの検証等を行う事業） 200万円 （上記に該当しない事業化実証事業）	1年以内

3 助成対象期間

交付決定日（令和8年6月中旬頃）～令和9年1月31日

4 助成対象経費

- ・ 交付決定日（令和8年6月中旬頃）以降の契約～令和9年1月31日までに支払いが完了する経費（手形の場合は決済、クレジットカードの場合は引落日が1月31日以内であること）
- ・ 当該事業に直接必要な経費で、下記に掲げるもの。（「その他」のみの経費は不可）
*** 消費税及び地方消費税、振込手数料、委託費に含まれる管理費は対象外**

科目	内容
直接人件費	助成対象事業に直接従事する者の直接作業時間に対し支払われる経費で、以下の時間給に直接作業時間数を乗じた額（時間給が6,000円を超える者は、6,000円を限度とし、 <u>直接人件費の補助対象経費合計に占める割合は5割以内とする。</u> 時間給＝（基本給＋諸手当）／（年間所定労働時間） 上記による算定額が実支払額を超える場合は実支払額を補助対象の上限とする。 <u>役員の場合は、募集時において勤務条件が役員規程等で定められていなければ、助成対象外とする。</u> なお、実績報告の際、直接人件費実績明細書（参考様式②）を添付すること。

原材料費	サービス・製品開発等を行うために必要な原材料を購入する経費 直接使用する主要原料、主要材料、副資材(製品の生産工程で使用するもの)、包装資材の購入に要する経費
機械装置購入等経費	サービス・製品開発等を行うために必要な機械装置、工具器具、部品、分析等機器装置の購入・製造・改良・据付け・借用に要する経費(但し、原則として借用に限る。また、本生産に使用するものは対象から除く。)
外注加工費	サービス・製品開発等を行うために原材料等に施す必要な加工等を外注した際に支払われる経費
技術コンサルタント料	サービス・製品開発等を行うに当たり、コンサルタント会社等、専門的な知識・技術及び技能等を有した者に依頼し、当該開発に係る技術的事項等に関して、指導・相談等を受けた場合に謝礼として支払われる経費
委託費	サービス・製品開発等を行うに当たり、研究開発の一部、設計、成分分析、製図、マーケティング調査、製品デザイン料、展示用パネル作成、ホームページ作成、チラシ作成等の専門的知識を必要とする部分について、第三者に委託する際に支払われる経費
その他	調査研究及び販路開拓を行うための経費、データ等を購入する費用として支払われる経費(但し、対象事業への用途が特定できるものに限る。) 【対象経費例】 ・ 図書／参考文献／資料／データ等購入費 ・ 研修／講習会費／調査会場入場費 ・ 調査研究及び販路開拓のための交通費(公共交通機関利用(タクシー代除く)、E T C使用料)／宿泊料 等 ・ 開発サービス・製品のテストマーケティングのための経費(出展小間代、ブース装飾代、印刷製本費、通信運搬費、借料又は損料、通訳料、翻訳料等)
	消耗品費 消耗品を購入するために支払われる経費(但し、対象事業への用途が特定できるものに限る。) 【対象経費例】 研究試薬 研究器具購入費 等

5 応募方法等

(1) 申込締切 令和8年5月8日(金) 17時必着

*** 令和8年5月1日(金)までに必ず事前相談を受けてください。**

(2) 提出書類

	区分	提出部数
①	交付申請書(様式第1号)	12部(正本1部、副本11部)
②	事業計画書(様式第2号)	12部
③	反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書	1部
④	直近3カ年の決算資料(貸借対照表、損益計算書等)	12部
⑤	会社案内等の事業概要が分かるパンフレット類	12部
⑥	資本等一覧表	1部
⑦	従業員名簿(直接人件費明細書)(参考様式①)	1部
⑧	県内市町及び県内中小企業者と連携することが確認できる書類等(該当者のみ)	1部
⑨	スタートアップ加点確認書(該当者のみ)	1部
⑩	パートナーシップ構築宣言書のコピー(該当者のみ)	1部
⑪	確認書	1部

*①～③、⑥⑦⑨⑪ 当産業財団のホームページから各様式をダウンロードし作成してください。

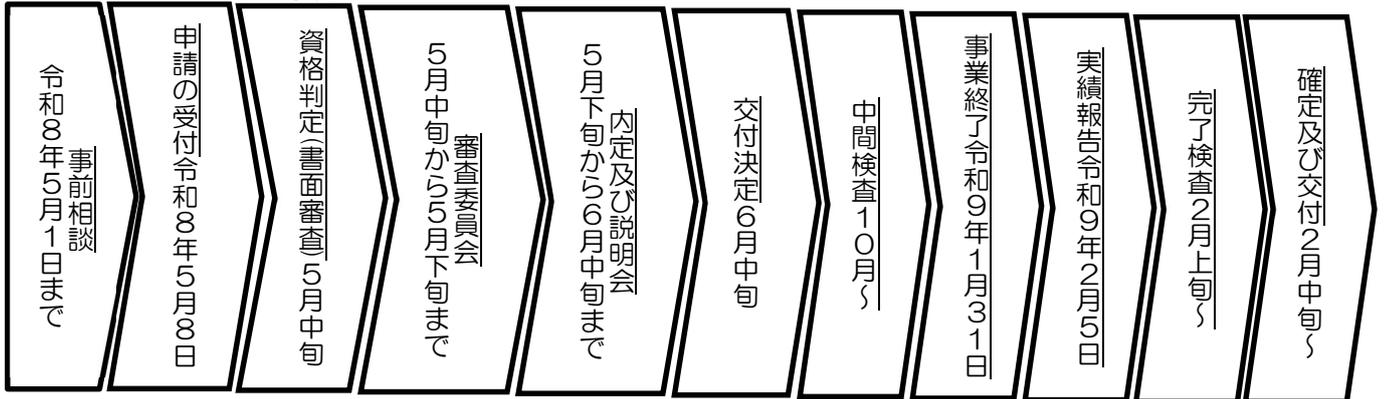
6 審査

(1) 資格判定(書面審査)及び審査委員会により審査を行います。審査委員会では、申請者によるプレゼンテーションを実施していただきます。

(2) 審査委員会では、「事業の新規性・優位性」「事業の市場性」「製品化、サービス化の実現可能性・妥当性」「事業遂行能力」などの観点から総合的な審査を行います。

- (3) 次の指定テーマに該当する事業については、審査において加点項目を設けます。ただし、指定テーマに該当する事業であっても、事業計画の内容によっては、審査委員会において、加点が得られない場合があります。
- ① 健康の維持・増進に資する食品を活用するサービス
 - ② 自然・温泉等の観光資源を活用する製品・サービス
 - ③ センシング技術を活用した健康の維持・増進に資する製品・サービス
 - ④ 健康経営推進に資する製品・サービス
 - ⑤ スポーツ・運動を核とする製品・サービス
- (4) スタートアップ企業として承認されている企業は、加点される場合があります。
 (5) パートナーシップ構築宣言を登録している企業は、加点される場合があります。
 (6) 全ての応募について、上記の観点から審査を行い、予算の範囲内で採択します。

7 スケジュール (予定)



8 その他注意事項

- (1) 助成事業の決定等に当たり、助成事業者名、住所、事業の名称を公表します。また、助成事業に係る内容の発表（プレゼン）やフォーラム等で成果物の展示をしていただく場合があります。
- (2) 本助成事業により得た成果に基づく製品・技術等を発表する場合は、公益財団法人静岡県産業振興財団の助成金を受けた旨を明示してください。
- (3) 助成事業の対象期間内において、類似の内容で他の助成制度による同様の助成を受ける場合、本助成金は受けることはできません。
- (4) 応募の際は、必ず事前にご相談ください。申請は1者1申請とします。ご提出いただいた書類は返却いたしません。
- (5) 採否の理由等についてはお答えできません。
- (6) 助成事業終了後3年間、毎年度終了後、助成事業に係る過去1年間の成果状況を報告していただきます。
- (7) 採択後、静岡ウェルネスフォーラムに御入会いただきます。

9 事前相談

- (1) 事前相談の受付は、5月1日(金)までとします。事業の趣旨や助成対象経費について理解をいただく為に大変重要です。
- (2) 仮作成した申請書等をもって、あらかじめ担当事務局にEメールもしくは直接ご持参いただきますようお願いいたします。
- (3) 申請者からの相談に限ります。
- (4) 審査委員に関するご質問・ご相談には応じられません。
- (5) 事前相談なしに申請された場合、申請額を減額することがありますので、予めご了承ください。(対象外経費の計上等)

10 応募・問い合わせ先

<https://www.fsc-shizuoka.com/>

公益財団法人静岡県産業振興財団ウェルネス・フーズ産業支援センター プロジェクト推進部
 〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館2階
 TEL: 054-254-4513 FAX: 054-253-0019 E-mail: newfoods@ric-shizuoka.or.jp